

岐阜市電子契約実施要領

令和6年9月26日 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、電子契約（契約（岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）第10条に規定する仮契約を含む。以下同じ。）において契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）が作成されるものをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(電子契約を行うことができる契約)

第2条 市が行う契約は、法令等の定めにより書面によるべきものとされている契約その他電子契約によることが適当でないと認められる契約を除き、電子契約によることができる。

2 市長は、電子契約を行おうとするときは、入札の公告、指名競争入札における指名の通知又は随意契約における見積書の徴取の際に、その旨を明示するものとする。

(変更契約)

第3条 市長は、締結した契約の変更をするときは、当該契約が電子契約により締結されたものか否かにかかわらず、電子契約によることができるものとする。

(電子契約を行うことの意味確認)

第4条 市長は、電子契約（契約の変更を含む。以下同じ。）を締結しようとするときは、契約の相手方に電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書（様式）を提出させ、電子契約を行う意思があることを確認するものとする。

(電子契約運用管理者の設置)

第5条 電子契約に関する事務を管理し、その適正な執行を確保するため、電子契約運用管理者を置き、契約課長をもって充てる。

(電子契約サービスのアカウントの取扱い)

第6条 電子契約運用管理者は、電子契約を行おうとする課等（以下「所管課」という。）の長その他必要と認める課等の長に対し、電子契約サービス（市長及び契約の相手方からの指示により、市から業務の委託を受けた事業者（以下「サービス提供事業者」という。）が自身の署名鍵により電子契約書に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）を行うほか、当該電子契約書の保管、閲覧、管理等を行うことができるウェブサービスをいう。以下同じ。）を利用するためのアカウントを付与するものとする。

(電子契約サービスにおける承認)

第7条 所管課の長（契約依頼により契約課において電子契約を行う場合は、契約課長）は、あらかじめ電子契約サービスにおいて電子署名の承認を行う職員を指名するものとする。

2 前項に規定する承認者は、契約の締結に関する決裁が有効になされていること及びサービス提供事業者から承認を求められた電子契約書の内容が当該決裁の内容と相違ないことを確認した上で、承認しなければならない。

(電子契約書の保存)

第8条 所管課の職員は、電子契約サービスから電子契約書をダウンロードし、所管課におい

て保存するものとする。

- 2 契約依頼により契約課において行う電子契約にあつては、契約課の職員がダウンロードし送付する電子契約書を所管課において保存するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

様式（第4条関係）

電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書

以下の案件について、岐阜市と電子契約サービスを利用した電子契約の締結を希望します。
また、電子契約の締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

契約件名 _____

契約締結権限者 職名 氏名 _____

メールアドレス _____

契約担当者 氏名 _____

メールアドレス _____

岐阜市長 宛て

年 月 日

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者 職名及び氏名

（個人の場合は、氏名） _____

※建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。

①電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※契約締結権限者と契約担当者のメールアドレスは、別々のアドレスをご記載ください。ただし、契約締結権限者と契約担当者が同一の場合は、契約締結権限者の欄のみご記載ください。

※住所、商号又は名称、代表者の職名及び氏名は、電子契約書に転記しますので、正しい表記で記載してください。

※メールアドレスは半角で入力してください。

※フリーメール（無料でメールアドレス（アカウント）を取得し、ブラウザ上でメールの送受信ができるサービス）では電子契約サービスを利用できません。